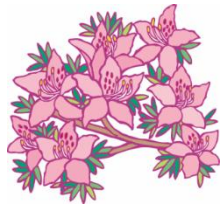


# 望月綜合法務事務所便り



連絡先：〒612-8411  
京都市伏見区竹田久保町2番地  
TEL：(075)644-9252  
URL：http://www.office-mochizuki.com



## 食事の現物給与の価格が変更されました

### ◆現物給与とは？

給与は金銭で支給されるのが一般的ですが、住宅（住宅や寮など）の貸与、食事、自社製品、通勤定期券などで支給することがあります。この場合、現物給与といえます。

現物給与で支給するものがある場合は、その現物を通貨に換算し、金銭と合算して標準報酬月額の設定を行います。健康保険、船員保険、厚生年金保険および労働保険において現物給与の価額は厚生労働大臣が定めることとされています（「厚生労働大臣が定める現物給与の価額」として告示）。

### ◆現物給与価額の改正内容

上記告示の内容が一部改正され、令和6年4月1日より、40都道府県において、食事の現物給与価額が変更になりました。前年よりも食事の額がアップしていますが、現物給与の価額をより現在の実態に即したものとするための改正であるとしています。

（一例）北海道

- ・1人1月当たりの食事の額：23,100円（令和5年は22,500円）
- ・1人1日当たりの食事の額：770円（令和5年は750円）
- ・1人1日当たりの朝食のみの額：190円（令和5年も同じ）
- ・1人1日当たりの昼食のみの額：270円（令和5年は260円）
- ・1人1日当たりの夕食のみの額：310円（令和5年は300円）

なお、「住宅で支払われる報酬等」に係る現物給与の価額については、改正はありません。

### ◆留意点

現物給与価額の改正は、固定的賃金の変動（昇給・降給や住宅手当、役付手当等の固定的な手当の追加や支給額の変更の場合）に該当します。よって、「被保険者報酬月額変更届」が必要になる場合がありますので注意が必要です。

また、今回改正された価額は、4月1日から適用されます。4月の給与の締日が月の

途中である場合も、現物給与（食事、住宅等）については、給与の締日は考慮せず、4月分（1カ月分）の報酬として計算します。

その他、詳細は以下をご覧ください。

【日本年金機構「令和6年4月1日より現物給与価額（食事）が改正されます」】  
<https://www.nenkin.go.jp/service/kounen/hokenryo/hoshu/20150511.files/2024.pdf>

## 健康に配慮した飲酒に関するガイドラインが公表されました

### ◆飲酒に関するガイドラインとは

飲酒による身体等への影響には個人差があります。そのため、飲酒の際にはそれぞれの状況に応じた適切な飲酒量・飲酒行動を本人が判断し、不適切な飲酒によるリスクを抑えていかなければなりません。

そこで厚生労働省は、国内初となる「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン」を

作成しました。基礎疾患等がない20歳以上の成人を中心に、飲酒による身体等への影響について、年齢・性別・体質等による違いや、飲酒による疾病・行動に関するリスクなどをわかりやすく伝えるものです。そのうえで、考慮すべき飲酒量（純アルコール量）や配慮のある飲酒の仕方、飲酒の際に留意してほしい事項（避けるべき飲酒等）を示すことで、飲酒や飲酒後の行動の判断等に資することを旨としています。

◆「純アルコール量」に着目  
ガイドラインでは、適切な飲酒量を測る目安として「純アルコール量」に着目しています。「摂取量（ml）×アルコール濃度（度数/100）×0.8（アルコールの比重）」で表すことができ、食品のエネルギー（kcal）のようにその量を数値化できます。

例えば、ビール500ml（度数5%）の場合の純アルコール量は、「500（ml）×0.05×0.8＝20（g）」です。そのうえで、疾病別の発症リスクと飲酒量（純アルコール量）を示し、適切な飲酒量の参考とするよう呼び掛けています。

飲酒習慣のある方もない方も、自身や身近な人々の健

康を守るために意識していきたいですね。

【厚生労働省「健康に配慮した飲酒に関するガイドライン」】  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001211974.pdf>

## 5月の税務と労務の手続期限【提出先・納付先】

### 10日

- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付〔郵便局または銀行〕
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>〔公共職業安定所〕

### 15日

- 特別農業所得者の承認申請〔税務署〕

### 31日

- 軽自動車税（種別割）納付〔市区町村〕
- 自動車税（種別割）の納付〔都道府県〕
- 健保・厚年保険料の納付〔郵便局または銀行〕
- 健康保険印紙受払等報告書の提出〔年金事務所〕
- 労働保険印紙保険料納

付・納付計器使用状況報告書の提出〔公共職業安定所〕

- 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日>〔公共職業安定所〕
- 確定申告税額の延納届出額の納付〔税務署〕

## 弊所よりひと言

●法務相談、労務・人事管理、給与計算、各種許認可申請、民事・家事事件、就業規則見直し、労基署・年金事務所の調査の立会い等について、ご不明な点やご質問はお気軽にお問い合わせ下さい。